

# 意見書文書表

令和5年第4回嘉麻市議会(12月)定例会

番号	件名	提出者
意見書 第3号	学校給食費無償化の早期実現を求める意見書(案)	中嶋時夫 田中義幸

議員提出  
意見書第3号

学校給食費無償化の早期実現を求める意見書（案）

嘉麻市議会会議規則第13条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

令和5年12月15日

嘉麻市議会議員 中嶋時夫  
〃 田中義幸

嘉麻市議会議長 中嶋廣東様

## 学校給食費無償化の早期実現を求める意見書（案）

急激な物価高騰の影響を受け、子育て世帯の経済的状況はひっ迫しており、また、学校給食費に係る食材費や燃料費等も高くなってきている。

子育て家庭が負担する教育費は、教材費や制服、体操着、学用品、修学旅行等の積立金など多岐にわたっており、とりわけ学校給食費は、全国平均で、小学校が年間約5万円、中学校で約5万6千円と家計の大きな負担となっている。

こういった、家庭の経済的負担をかんがみ、完全給食無償化など給食費負担の軽減を踏みだす自治体数が年々増加している。しかしながら、完全給食無償化等の実施は、居住する地域によって教育費負担に著しい自治体格差が生じ、すべての子どもが等しく教育を受ける権利が奪われようとしている。

食育基本法では、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、食が重要であると明記されており、食育は「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けている。

学校給食法第1条には、「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすもの」で「食育の推進を図ることを目的とする」とその役割と目的が規定されている。教育活動の一環として「食育の推進」が位置付けられ、食育推進のための学校給食が学校教育の重要な柱とされており、学校給食無償化は、「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進」に寄与するものである。

日本国憲法第26条では、「義務教育はこれを無償とする」と明記されている。この憲法の精神に立てば、学校給食は無償とすべきであり、自治体の財政力格差によって影響を受けることなく、すべての自治体での学校給食費の無償化には、国の責任において実施されるべきものである。

また、学校給食費の無償化は、学校給食の持つ教育的効果に加え、栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を、家庭の経済的状況に関わらず提供することは、子どもの健やかな成長にも資するものである。

よって、国の異次元の少子化対策において、学校給食費無償化の早期実現を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月15日

嘉麻市議会

意見書提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
文部科学大臣